

新型コロナウイルス感染症に伴う介護保険料の減免について

減免対象となる介護保険第1号被保険者

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は、重篤な傷病を負った者
- (2) 感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次のア・イの全てに該当する者

<要件>

- ア 事業収入のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の額の10分の3以上であること。
- イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免対象となる介護保険料

- ・令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料
(平成31年度賦課分及び令和2年度賦課分)

減免対象額計算方法

- (1)に該当する場合・・・全額免除
- (2)に該当する場合・・・表1で算出した対象保険料額に表2の減免割合を乗じた金額

表1	対象保険料額 $D=A \times B / C$	
	A: 当該第1号被保険者の保険料額 B: 当該1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 C: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	
表2	前年の合計所得金額	軽減または免除の割合
	200万円以下であるとき	全部
	200万円を超えるとき	10分の8 ※世帯の主たる生計維持者が失業又は事業を廃止した等により、当面の間、収入が見込めない場合は、前年の合計所得金額に関わらず、対象保険料額の全部

<問合せ先>

函南町役場福祉課 高齢者福祉係 TEL. 055-979-8126

介護保険料の減免金額計算方法について

例) 令和2年度の保険料第10段階（年額110,500円（A））
Aさんの場合

		平成31年度収入等	令和2年度見込収入等
1	農業収入	900万円	900万円
2	農業所得	200万円	200万円
3	給与収入	1000万円	500万円 (-500万円)
4	給与所得	400万円(B)	200万円 (-200万円)
5	年金収入	180万円	180万円
6	年金所得	60万円	60万円
7	合計所得金額	660万円(C)	460万円
8	減少見込を除いた合計所得額		260万円

<減免後保険料金額計算方法>

① 対象保険料額:D の算出方法

$$A: 110,500円 \times B: 400万円 / C: 660万円 = D: 66,969円$$

(1円未満の端数切捨て)

② 減免金額:Eの算出方法

※前年の合計所得金額Cが200万円を超えている為、減免割合は、10分の8が適用となります。

$$D: 66,969円 \times \text{減免割合: } 10\text{分の}8 = E: 53,575円$$

(1円未満の端数切捨て)

③ 令和2年度におけるAさんの保険料金額:F

$$A: 110,500円 - \text{減免金額} E: 53,575円 = F: \mathbf{56,925円}$$

※仮にCが200万円以下である場合や失業・廃業等された場合は減免割合は、10分の10となり、D(対象保険料額)全額が減免となります。(年間の保険料支払額が0円となるわけではありません。)